

平成20年12月2日

各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

インフルエンザに関する対策につきまして、平般、別添の推進について(平成20年11月14日健感発第1114001号厚生労働省健康局結核感染

防止対策等を引き続き推進していくこととしております。

インフルエンザは毎年冬季に流行を繰り返す。近年においては、高齢者施設におけ

とされています。

状況への十分な配慮も含め、インフルエンザの予防等対策について周知徹底するようご指導願います。

なお、インフルエンザの予防接種は入所者等の意思に基づきその責任において行われるものであり、入所者等の意思確認を怠らずに一律に接種を行うものではありません。また、接種に当たっては、嘱託医等とよく相談の上、その意義、有効性、副作用等の可能性等を十分に説明した上で接種を行うこと、さらに入所者等の意思確認が困難な場合には、家族、嘱託医等の協力を得ながら、可能な限りその意思確認を図り、接種を望む入所者が確認できた場合に接種を行うようご指導願います。

また、インフルエンザの予防接種に関する費用は、費用負担の原則として、一部実費徴収される費用となります。従来は、従来通りの扱いのとおりに施設の刊削により指定費（運営費）から支出して居りましたが、

に、併せて措置費の事務費として支出することとします。

併せて職員の手当接種について行必要に心し交付されるようご指導願います。

(定)

昭和四十四年四月二十一日

都道府県

厚生労働省健康局

結核感染症課



各省庁に於ける結核感染症の発生状況

（一）厚生労働省健康局（二）各都道府県（三）各保健所

++

本表は、結核感染症の発生状況を把握し、その予防対策を推進することを目的として、各省庁に提出していただくものである。

平成20年度

今冬のインフルエンザ総合対策について

今年度の標語

あ、その咳、そのくしゃみ

～咳エチケットしてますか？～

はじめに

今年度のインフルエンザ総合対策では、最も重要な対策の一つとして、くしゃみ、その咳、そのくしゃみ ～咳エチケットしてますか？～という標語を掲げ、国民にインフルエンザ対策に取り組んでいくこととする。

日本文学

厚生労働省は、インフルエンザ予防のためのポスターの原画を作成し、インフルエンザ

の普及を図り、国民にインフルエンザ予防を呼びかける。

(2) インフルエンザ Q&A の作成・配布

のを整理した上で、作成して公表する。

を開設する。

内容としては、インフルエンザ予防ポスター (PDFファイル等)、インフルエンザ

“Q&A”、施設内感染予防の手引、インフルエンザに関する特定感染症予防指針、

更新する。

(<http://www.mhlw.go.jp/hunyu/kenkou/keikisaku-kansenshouji/index.html>)

(リンク)

国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

<http://www.nid.go.jp/index.html>

各都道府県が選定した全国約5,000箇所のインフルエンザ定点医療機関（約3,000箇所）等から、10月1日～12月31日の期間に発生したインフルエンザ患者の発生状況

等を用いて提供・公開する。

イ 学校におけるインフルエンザ様疾患発生状況把握（学級等閉鎖情報）

全国の保育所・幼稚園・小学校・中学校等においてインフルエンザ様疾患発生状況を

年・学校閉鎖が実施された場合に、その施設数及びその時点においてインフルエンザ様疾患で休んでいる児童等の数を、各学校及び各都道府県教育担当部局の協力に基づき収集・分析し、その結果を毎週公表する。

ウ インフルエンザ関連死亡の把握（関連死亡情報）

インフルエンザの流行が死亡者数に与える影響について監視を行うため、18指定都市からの協力を得て、インフルエンザ関連死亡の把握を行うための調査を行う。

（4）相談窓口の設置

インフルエンザをはじめとした感染症の一般的予防方法、流行状況や予防接種の意義、予防接種の必要性等に関する相談窓口を設置する。また、インフルエンザ等感染症に関する相談窓口を開設する。

具体的な対応は以下のとおりとする。

電話番号：03-5254-5479

（5）予防接種について

高齢者はハイリスクとして積極的に接種を勧奨すべきというのが国際的認識であり、

特に障害のある高齢者の接種の促進を図る必要がある。また、高齢者の接種の促進を図るため、接種の機会を拡大し、接種の機会を増やすことが可能である。

(6) リグテン・治療薬等の確保

ア インフルエンザワクチン

(うち、40万本を不足時の融通用として確保)

イ 塩化インフルエンザウイルス液

ワクチン等の供給不足時の融通用として確保
(2019年10月現在、国内生産量は約100万本)

② リレンザ (一般名: サナミビル水和物、クフクソ・スミスクリヤイン)

(イ) 施設内感染防止対策の推進

高齢者施設等のようにインフルエンザに罹患した場合の高危険群の者が多く入所している施設等において、施設内での感染防止対策の推進を図る。

とともに、インフルエンザウイルスの感染防止対策等への浸透を図り、施設内での感染防止対策の普及を図る。

感染防止対策の推進、感染防止対策の浸透を図ることを目的として、施設内での感染防止対策に役立つことが重要であり、国は、都道府県等から調査の実施に当たっての協力要請

重点的に予防接種を勧奨する。

また医療機関についても、以下の手引き等を参考に、インフルエンザについての院内

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_00001.html

(ロ) その他

「咳エチケット」の普及啓発

ることとする。

「咳エチケット」

びけて1 m以上離れましょう。

- 鼻汁・痰などを含んだティッシュはゴミ箱に捨てましょう。
- 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

織布（ふしよぐふ）製マスクの使用が推奨されます。N95マスク等のより密閉性の高いマスクは適していません。

るわけではありません。

※ マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。

ハンズフリー等を活用し、インフルエンザ感染対策を推進する。

<https://www.mhlw.go.jp/ninkyu/wakuhin/chie/chie.htm>